國勞東京

組合員の購読料は
組合費に含まれます

荒川区西日暮里2-55-1
国鉄労組東京地方本部
発行責任者　石上浩一
編集責任者　常盤達雄

No.1701　定価 15円

2008年
8月5日

国労東京法律相談（初回九月一〇日）
定例開催：毎月第二水曜日
時　間：一四時〜一六時（各三〇分）
会　場：東京地本小会議室
相談費用：初回（無料）地本で負担

国労に入りたい人が多数いる

＝第16回組織拡大・労働条件改善経験交流集会＝

七月一四日に毎年恒例となり一六回目を迎えた「組織拡大・労働条件改善経験交流集会」が都内で開催された。過去の開催では労働条件改善がメインテーマであったが、ここ数年は組織拡大に集会のテーマが移りつつあった。そして今年の集会は連続する組織拡大を受け、現在の最大の課題でもある組織拡大の話題一色となった。

集会は常盤教宣部長の司会あいさつに始まり、石上委員長あいさつのあと、組織拡大のあった東京駅・新宿駅・田端駅の三分会から報告がされた。

東京駅分会からは「横田さんの加入については、JR東労組への不満がある中で、国労組合員との付き合いがあり、『国労にいれば権利や労働条件について言いたいことが言える』と国労に加入を決意してくれた。日常的にレクや交流を続ける中で、国労とJR東労組との違いをはっきり出していかないと加入には結びつかないことを、私たちも横田さんから学んだ。新入社員には国労主導で仕事を覚えてもらう事が一番だが、頑張り過ぎないように、まずは声をかけている。しばらくして、ある程度色々分かってきてから会社やJR東労組の悩みを聞く場も作っている」と報告された。

新宿駅分会からは「改札職場では日常的に食事作りをはじめ新入社員やグリーンスタッフへの世話役活動を行ってきた。その中で国労加入の申し出があった。加入後も特にJR東労組からの嫌がらせ等も無かった。GSの仲間からは『国労に入っても加藤君は加藤くんだからこれからもつきあいは変わらない』と言われた。新入社員からは『不満や悩みを相談する所が無い』と言われている。私たちは組合役員だけではなく、一人一人が相談にのる事が組織拡大に大切だと思う」と報告された。

また加入した加藤君からは「他のGSから聞くと、JR東労組の説明会に行くとその場で説明も無く即加入させられる。私は強制的に加入させられたくなかった。元々テンポラリースタッフをやっていたので複数の組合があるのは知っていたので自分で選びたかった。仲間でも反発を持っている人はいるので、きちんと話を聞けば人数も増えるのでは」と発言があった。

田端駅分会からは「阿部君は元々JR東労組に対して不満があった所に、新採に対するJR東労組の加入のやり方に不満があり、国労加入を決意してくれた」と報告された。

加入した阿部君からは「JR東労組の大会で美世志会への文句を言ったが彼らは何も言えなかった。役員もよく分かっていないで運動している。仕事が分からない時は国労の人たちに教えてもらっていた。」と発言があった。

次にこれまでの取り組みの報告が行われた。

分散会

神奈川地区本部からは「新規採用者への国労説明会を地区本部として設定し、何人かへ説明する事ができた。職協単位で組織拡大に向けて意思統一も続けている。JR東労組が新入社員に説明会用に借りていた講習室を『JR東労組役員の助役が借りての昼食会は所長に申し入れをして止めさせた』など、分会や会社の動きもあった。

八王子地区本部からは「組織拡大に向け執行委員がその先頭に立とう、それに組合員も参加してもらおうと取り組んできた。労働条件改善も組織が無ければできない事を組合員一人一人に認識してもらう。職場では、作業ダイヤに無い作業や出勤前の仕事もしている。休みの日まで会社は踏み込んでくる。そうした悩みを聞き私たちが代弁する事も必要。」と、取り組みが報告された。

大宮地区本部では「支部・分会と議論形成や情報の共有化を図ってきた。大宮工場では、新入社員に対する加入説明を取り組んだ。これまでの取り組みで役員の意識が変わった。分会活動の活性化に繋がったし自信にもなった」

大井工場からは「組織対策委員会を毎月末に開催し、分会の独自性を守りながらの取り組みを行っている。最初は誰もが消極的だった。昨年の平山君の加入で私たちが励まされた」と、成果に向けた取り組みが報告された。

東京貨物協議会からは「これまでとは変わってきたという事を認識し出している段階。といっても会社がすぐ変わる状態ではないので、分会からの要請も行っていく。昇進昇格試験には若干の成果も出はじめている」といった五つの報告がされた。

昼食休憩をはさみ午後は七つに分かれての分散会が行われた。

分散会報告では「個人対個人では加入に結びつきにくい。国労の分会をどう意識させるかが必要」「いきなり加入用紙を持っていっても無理。駅における私たちの活動がカギ」「国労に行きたい、という雰囲気が強まっているのではないか」「GS中心に、職場の人間関係がイヤで会社を辞めている。GS・社員共通の労働条件の低さがある。その職場を明るくしてくれるのが国労の人たちだ。それが将来の拡大につながる」「JR東労組は美世志会や反戦の話ばかりで会社の制度的な話が出てこない。」「駅から車掌区へ来た時に○○さんにお世話になっていました、という繋がりの強化が必要だ」など様々な報告がされた。

最後に松川書記長のまとめでは「分会が前向きになってきている。アキラメないで何かをやっていれば結果がついてくる。但し、その取り組みができていない分会をどうするかが課題になってくる」と話された。集会の最後に常盤教宣部長の閉会あいさつで終了した。

なお、集会中、七月一日に北海道で分割民営化後初めて加入した若い仲間二名への檄が取り組まれ、多くの参加者の激励の言葉が檄布に書かれ、集会名で贈られた。

神奈川地区本部で二名拡大！

七・一四　鎌倉駅
七・二〇　横須賀駅

JR東労組から

南裁判長『ソフトランディングできないか』
冬柴大臣『誠心誠意努力する』

鉄建訴訟

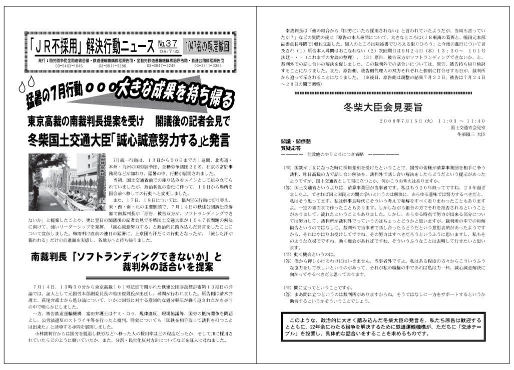

「ＪＲ不採用」解決行動ニュース No.37 08/7/22 1047名の解雇撤回

発行：国労闘争団全国連絡会議・鉄道運輸機構訴訟原告団・全動労鉄道運輸機構訴訟原告団・鉄建公団訴訟原告団
03-5403-1645　03-3511-3386　03-3847-3249　03-3511-3386

猛暑の7月行動○○○大きな成果を持ち帰る

東京高裁の南裁判長提案を受け　閣議後の記者会見で
冬柴国土交通大臣「誠心誠意努力する」と発言

7月統一行動は、１３日から２０日までの１週間、北海道・本州・九州の国労闘争団、全動労争議団２５名、在京の常駐事務局などが加わり、猛暑の中、行動が展開されました。
当初、国土交通省前での座り込みをメインとして組み立てられていましたが、政治状況の変化に伴って、１５日から場所を国会前へ移しての行動へと変更しました。
また、１７日、１８日については、都内宣伝行動に切り替え、東・西・南・北の主要駅頭で、７月１４日の鉄建公団訴訟控訴審で南裁判長が「原告、被告双方が、ソフトランディングできないか」と提案したことや、更に翌日の閣議後の記者会見で冬柴国土交通大臣が１０４７名問題の解決に向けて、強いリーダーシップを発揮、「誠心誠意努力する」と政治的に踏み込んだ発言をしたことについて宣伝しました。梅雨明け直前の連日の猛暑に、上京団も汗だくの行動となったが、「流した汗が報われる」だけの前進面を実感し、各地方へと持ち帰りました。

南裁判長「ソフトランディングできないか」と
裁判外の話合いを提案

７月１４日、１３時３０分から東京高裁１０１号法廷で開かれた鉄建公団訴訟控訴審第１０期日の弁論では、証人として元国労本部副委員長の嶋田俊男氏が出廷し、尋問が行われました。原告側は清水弁護士、萩尾弁護士から処分論について、いかに国労に対する意図的な処分弾圧が繰り返されたかを尋問の中で明らかにしました。
一方、被告鉄道運輸機構　富田弁護士はヤミ・カラ、規律違反、現場協議等、国労の抵抗闘争を問題とし、公労法違反のストライキ等を行ったと批判。時効についても「国鉄を相手取って裁判を打つことは出来た」と誘導する尋問を展開しました。
小林裁判官からは国労を脱退し鉄労などへ移った人の採用率はどの程度だったか、そしてJRに採用されていたらどのように働いていたか、また、分割・民営化反対方針についてなどを証人に尋ねました。

南裁判長は「他の組合から『国労にいたら採用されない』と言われていたようだが、当局も言っていたか？」などの質問の後に「原告の本人尋問について、大きなところは（ＪＲ東海の葛西と、嶋田元本部副委員長尋問で）概ね立証した。個人のところは陳述書でひろえる限りひろう」と今後の進行について言及され（１）原告本人尋問はおこなわない（２）次回期日は９月２４日（水）１３：３０～　１０１号法廷・・・（これまでの弁論の整理）、（３）原告、被告双方がソフトランディングできないか、と、裁判外での話し合いの解決を促しました。この裁判外での話合いについては、原告、被告持ち帰り検討することになりました。また、原告側、被告側代理人の双方それぞれと個別に打合せする日が、裁判所から追って示されることになりました。（※後日、原告側は調整の結果７月２２日、被告は７月２４日～２８日の間で調整）

冬柴大臣会見要旨

２００８年７月１５日（火）　１１：０３ ～ １１：４０
国土交通省会見室
冬柴鐵三 大臣

閣議・閣僚懇
質疑応答
――――　前段他のやりとりにつき省略　――――――

（問）国鉄がＪＲになった時に採用差別を受けたということで、国労の皆様が清算事業団を相手に争う裁判、昨日高裁の方で話し合い解決を、裁判外で話し合い解決をしたらどうだという提示があったようですが、国土交通省として間に立つとか、何かこうお考えはありますか。
（答）国土交通省というよりは、清算事業団が当事者です。私はもう２０年経ってですね、２０年過ぎましたよ。できれば国と国民との間の争いというのは解決に、あらゆる意味では努力するべきだと、私はそう思ってます。私は幹事長時代にそういう考えで和解をすべく走りまわったこともありますよ。一定の書面まで作ったこともあります。しかしながら組合の方でそれを拒否されるということがありまして、流れたということもありました。しかし、あらゆる時点で努力が出来る部分については努力して、裁判所が裁判外でっていうのはちょっとどうかと思いますが、裁判所の中での和解勧告というのではなしに、裁判外で当事者で話し合ったらどうだという意思表明があったようですから、それはやはりお受けしてですね、その努力はすべきだろうというふうに思いますし、私もそのような立場でですね、動く機会があればですね、そういうふうなことは表明して行きたいと思います。
（問）動く機会というのは。
（答）僕から押しかけるわけにはいきません、当事者外ですよ。私はある程度の方々からこういうふうな協力をして欲しいというのがあって、それが私の職権の中であれば私は力一杯、誠心誠意解決に向かってやるべきだと思っております。

（問）間に立ってということですか。
（答）まあ間に立つというのは裁判所がありますからね。そうではなしに一方をサポートするというか助言するというかそういうことでしょう。

このような、政治的に大きく踏み込んだ冬柴大臣の発言を、私たち原告は歓迎するとともに、22年余にわたる紛争を解決するために鉄道運輸機構が、ただちに「交渉テーブル」を設置し、具体的な話合いをすることを求めるものです。

「ＪＲ不採用」解決行動ニュースNo.三七（〇八年七月二二日）によると、七月一四日一三時三〇分から東京高裁一〇一号法廷で開かれた鉄建公団訴訟控訴審第一〇期日の証人として、元国労本部副委員長・嶋田俊男氏の尋問が終了した後、今後の進行協議について、南裁判長が「原告・被告双方がソフトランディングできないか」と、裁判外での話し合いの解決を促した。

当日は、原告・被告双方とも持ち帰り検討とした。

翌一五日一一時頃、冬柴国土交通大臣は記者会見に応じ「清算事業団が当事者だ。しかし二〇年過ぎて、あらゆる意味で争いの解決に努力すべきだ。私も動く機会があれば努力する。私は職権の中であれば力一杯、誠心誠意解決に向かってやるべきだと思っている。」と語った。

こうした情勢を受け、「ＪＲ不採用」解決行動ニュースNo.三七の末尾で、「このような、政治的に大きく踏み込んだ冬柴大臣の発言を、私たち原告は歓迎するとともに、二二年余にわたる紛争を解決するために鉄道運輸機構が、ただちに『交渉テーブル』を設置し、具体的な話し合いをすることを求めるものです」としたコメントを発表した。

いま基地の街では・・・

横浜弁護士会主催で集会を開く

六月二八日土曜日、横浜関内ホールで横浜弁護士会主催による「いま基地の街では～岐路に立つ住民の安全と地方自治～」と題する集会が開催された。

横浜弁護士会の福田護弁護士（国労弁護団）と関守麻紀子弁護士の司会でこの集会は始まり、国労組合員も数多く参加した。

第一部では、①金子豊貴男相模原市議会議員から「厚木基地航空機爆音訴訟（騒音公害差止・賠償請求）」について、②山崎正則弁護士と高橋宏弁護士から「山崎訴訟（米兵による強盗殺人事件）」について報告を受け、パネラーとして、呉東正彦弁護士から「危険な原子力空母の横須賀配備計画に対する住民運動と訴訟」、担当弁護団から「自衛隊『たちかぜ』訴訟（自衛隊内部のいじめ自殺事件）」について発言を受けた。

第二部では、パネラーとして、元岩国市長の井原勝介氏から「米軍再編をめぐる岩国の戦い」について発言を受け、①広島弁護士会所属の足立修一弁護士から「岩国からの報告（基地拡張・艦載機移駐計画と訴訟等の動き）」、②沖縄弁護士会所属の新垣勉弁護士から「沖縄からの報告（沖縄の基地問題と地位協定）」について報告を受けた。

休憩時間には、厚木基地の航空機爆音の録音再現も行われた。

第二部では、パネラー四氏からそれぞれ「住民の安全と地方自治のゆくえ～私たちは何をなすべきか」発言がされた。

集会は、基地の中の日本という印象を大いに認識させられると共に、多くの発言者やパネラーから「政権交代で変えよう」とのフレーズが発信され、参加者に印象付けられた。

連載企画

分会紹介⑤大崎駅分会

組織拡大地道に！いつの日か良い報告を

大崎駅は、山手線の始発・終着駅であり、ＳＳライン・埼京線・りんかい線が乗り入れていて、首都圏内の運転職場でも最も重要な駅のひとつです。

その中で、国労組合員は、東京地本の石上執行委員長を含め総勢二一名。出札・改札・ホーム・信号の各業務をそれぞれのパートで中心的になり、（平均年齢五〇？歳の若さで、）日夜頑張っています。

分会の取り組みとしては、毎月一回の執行委員会（偶数月は非番者集会も含む）を定期的に行い、職場での不平・不満や、要求及び問題点をほりおこし議論し、早急に解決出来ると思われる事については、駅側に申し入れて、改善の強化に取り組んでいます。また執行委員会で議論されたことについては、その後の分会ニュースで組合員全員に知らせ、今分会で何が起きているのか、問題点等、みんなで解りあえるよう情報の共有化に努めています。

駅総体の要員は、約七〇名。毎月一回安全衛生委員会が開かれ、国労も参加しています。その中で、職場の安全についてはもとより、職場要求・勤務問題等、委員会の中で発言し、問題解決に向け有効に活用しています。

二〇〇六年一一月の包括的和解を踏まえ、昇進・昇格試験への取り組みも行ってきましたが、五五歳以上で二等級・三等級の組合員は、「今更試験は・・・受けたくない。せめて四等級位までは、自動昇級・昇格にして欲しい。」との意見もあり、全体の取り組みとはなっていないのが現状です。分会としても、自動昇級・昇格に向けた上部機関の取り組みの、一層の強化を願っている所です。

今年も新入社員が三名・グリーンスタッフが二名と、若い社員が大崎駅に配属されました。組織拡大に向けた絶好の機会でもあり、分会としても支部からのパンフレット（新入社員のみなさまへ）を活用し取り組んできました。しかし、壁は高く、獲得には至りませんでした。分会独自の取り組みも話し合いましたが、どのように取り組んだらいいのかわからず、行動出来ず現状に至っています。獲得に向け、焦らず、長いスタンスで取り組んで行き、いつの日か良い報告をしたいものであります。

分会の元気の源は年一回の、分会旅行・花見・釣り＆バーベキュー・ソフトボール・野球等のレクであります。レクで親睦を深め、これからも国労の一員として、大崎駅分会微力ではありますが、頑張っていく決意であります。共に頑張りましょう！

「がん」の生涯保障《アフラックのがん保険 𝒇（フォルテ）》　保険期間：終身・契約年齢：０歳～80歳　バリュープランＳ　２倍

初めて診断確定されたとき 診断給付金	がんの場合 上皮内新生物の場合	一時金40万円 一時金４万円
がんと診断確定されたあと生存しているとき ライフサポート年金（上皮内新生物は対象外）	がん診断後、２年目から５年目まで １年につき	年金20万円×４年間　＊生存している場合
入院したとき　入院給付金	１日につき	10,000円
手術したとき　手術給付金	１回につき	20万円
５日以上の継続入院後通院したとき 通院給付金	１日につき	10,000円
特定のがん治療で通院したとき 特定治療通院給付金（上皮内新生物は対象外）	１日につき	10,000円
先進医療をうけたとき がん先進医療給付金	技術料１回につき（１年間に５回まで、通算支払限度額700万円まで） 下記①～④以外の先進医療　実費／上限50万円 特定先進医療：①固形がんに対する重粒子線治療　実費／上限320万円 ②悪性腫瘍に対する粒子線治療（＊１）　実費／上限290万円 ③脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術（＊２）　実費／上限210万円 ④ＨＬＡ抗原不一致血縁ドナーからのＣＤ34陽性造血幹細胞移植（＊３）　実費／上限130万円	
先進医療をうけたとき がん先進医療一時金	１回につき	15万円（１年間に１回まで）
がんで死亡したとき　死亡保険金	10万円	

（＊１）固形がんに係るものに限る。（＊２）原発性脊椎腫瘍または転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。（＊３）ＨＬＡ適合ドナーがいないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがんに係るものに限る。　先進医療の給付金・一時金のご契約には、限度があります。その他、アフラックの基準により限度額を定めています。

プレミアサポート※	訪問面談サポートと専門医紹介（このサービスは、株式会社　法研が提供するサービスです）

※トータルケアプランS、バリュープランS2倍以上のプランにご契約の場合にご利用いただけます。　AF104-2008-0106　4月18日

◆月払保険料（団体取扱）保険料払込期間：終身
がん保険フォルテ：バリュープランS 2倍　入院日額１万円

35歳	45歳	55歳	65歳
3,038円	4,222円	5,810円	7,952円

（2008年４月１日現在）
＊ご健康状態などによっては、お申し込みをお引受けできない場合があります。
◎詳しくは、パンフレット（契約概要）をご覧ください。

〈引受保険会社〉
Aflac　系列法人第五支社
〒163-0456
東京都新宿区西新宿 2-1-1　新宿三井ビル
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター　0120-5555-95

〈募集代理店〉
アベニール　株式会社
電話 03-3437-6810　ファックス 03-3437-6822
〒105-0004　東京都港区新橋 5-15-5　交通ビル 3F

〈取りまとめ先〉
（財）国鉄労働会館東京地方部
JR電話 054-2548　ファックス 03-3806-9275
電話 03-3806-9264
〒116-0013　東京都荒川区西日暮里 2-55-1